

平成 28 年 4 月 1 日

各位

IT センター所長

情報セキュリティポリシーの制定について

最近、情報セキュリティに関する話題を見ない日はないほど、関心は高まっています。かつては攻撃者の標的は企業が中心でしたが、大学を始めとする教育機関も標的型攻撃対象の例外でなくなりました。

このような状況を鑑み、IT センターでは、平成 23 年 1 月末から平成 25 年 1 月まで、IT センター所員会議および IT センター委員会で、セキュリティポリシー(運用基本規程)とその利用規程の作成に取り掛かりました。作成に当たっては、他大学のセキュリティポリシー、実施規程を参考にしながら、国立情報学研究所 (NII) から公開されているひな型を基に作成しました。

その後、『学校法人関西大学情報公開規程』および『学校法人関西大学文書取扱規程』と整合性を図り、『学校法人関西大学情報システム運用基本規程』および『学校法人関西大学情報システム利用規程』が制定されました。

今回制定されました規程の特徴といたしましては、

- 本学の情報システムを利用する併設校を含めた学校法人関西大学全体に及びます。
- 今回の規程で、最高情報セキュリティ責任者 (CISO) を IT センター所長と定め、情報セキュリティに関する問題が発生した際、学園内外への影響を最小限にとどめるべく、IT センターが迅速に対処できるようにしました。
- これらの規程は、利用者の皆様には日ごろから良識をもって使っていただいている IT サービスに関して、その良識を文書化したもので、新たに制限するものではありません。

本学では、昨年末に複数の事例が発生したばかりです。組織の情報セキュリティのレベルは、情報システムを構成するハードウェアやソフトウェアのセキュリティレベルではなく、最終的には情報を扱う人間の情報リテラシーで決まると考えられています。今回のセキュリティポリシー『学校法人関西大学情報システム運用基本規程』および、利用規程『学校法人関西大学情報システム利用規程』の制定を機会に、皆様方におかれましては、普段からより一層、情報セキュリティに関する意識を高めていただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上